

八戸市指定ごみ袋の品薄状況等に伴う 臨時措置期間の延長について

中東情勢の影響に伴い、現在、指定の「燃やせるごみ用袋」が購入できない場合に市販の袋でごみ出しができる臨時措置を実施しているところですが、一部の指定ごみ袋取扱店において、品薄または欠品が生じている状況が続いていることから、**当面の間、臨時措置を延長することとしました**のでお知らせします。

一方、市への指定ごみ袋の納品は予定どおり進んでおり、今年度も例年と同程度の数量を確保できる見込みです。普段どおりのペースでの購入となれば、取扱店での品薄状況は解消できるものと考えております。

また、このような状況下においては、指定ごみ袋の販売価格の値上げは行いません。

市民の皆様には、引き続き「必要な分だけ購入する」冷静な行動をお願いします。

※収集日や時間、分別ルールなどに変更はありません。

1. 臨時措置期間の延長

変更前：令和8年5月25日（月）～6月30日（火）まで

変更後：令和8年5月25日（月）～**当面の間**

臨時措置期間の終了時期につきましては、在庫状況等を考慮しながら判断し改めてお知らせします。

2. 臨時措置の内容について（変更なし）

指定ごみ袋のうち「**燃やせるごみ用袋**」が購入できない場合は、市販の袋で「**可燃ごみ**」を出すことができます。

3. 代用できる市販の袋について（変更なし）

- ・無色透明または半透明のもの（中身が確認できるもの）
- ・大きさは20リットル～45リットルのもの（指定ごみ袋と同程度の大きさ）

4. 使用できない袋について（変更なし）

- ・中身が確認できない色付きの袋
- ・他自治体の指定ごみ袋
- ・八戸市ボランティア用ごみ袋
- ・レジ袋や肥料袋、段ボール
- ・破れやすい袋、水分が染み出る袋（紙袋や布袋）
- ・袋の口をしっかりと結べない袋
- ・市指定のごみ袋の転用（「**燃やせないごみ用袋**」に「**可燃ごみ**」を入れることは不可）など